

婦人関係一般資料 №90
第31回婦人週間広報資料

婦人の
活動分野を
ひろげましょう



労働省婦人少年局

は し が き

昭和50年の国際婦人年以後、わが国においても「国内行動計画」の目標の達成に向って様々の活動が、各方面ですすめられており、中でも、男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加を促す活動が行われています。

そこで、本年の婦人週間では「婦人の活動分野をひろげる」を重点と致しましたが、ちょうど「婦人の10年」の前期5年の活動の成果を省み、後期5年の目標を検討する中間年を来年に控えている時期でもあり、婦人の社会参加の場をひろげることについて、一層、婦人自身の自覚を高め、社会一般の理解を深めたいと考えます。

ここに、この資料をまとめ、婦人に関係ある団体や機関の方々の参考に供します。

昭和54年2月

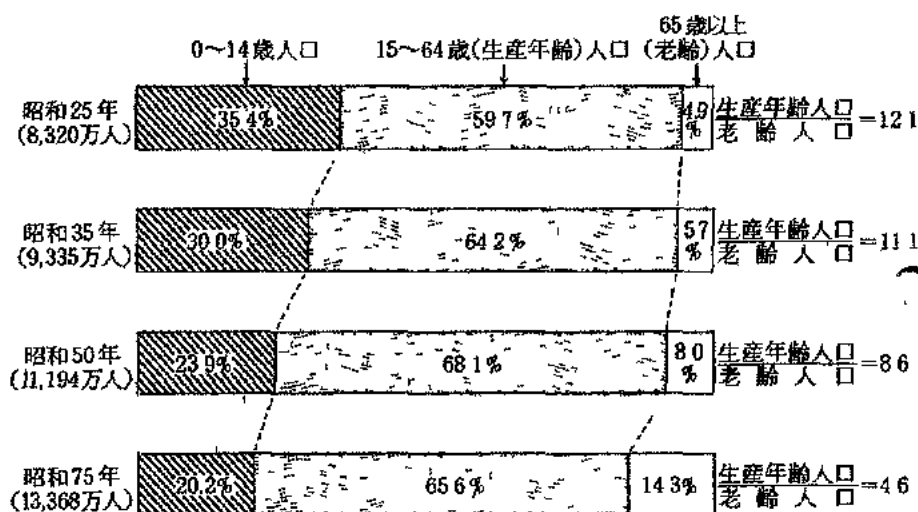
労働省婦人少年局

I 婦 人 の 現 状

- 日本の人口は、高年齢層がふえてゆきます。

65歳以上の人1人に対して現在は9人の働き手(15歳以上65歳未満)がいますが、将来は5人位になると推定されており、老後のくらしはきびしくなると予想されます。

年齢階層(3区分)別人口構成



資料出所：昭和25～50年、総理府「国勢調査」

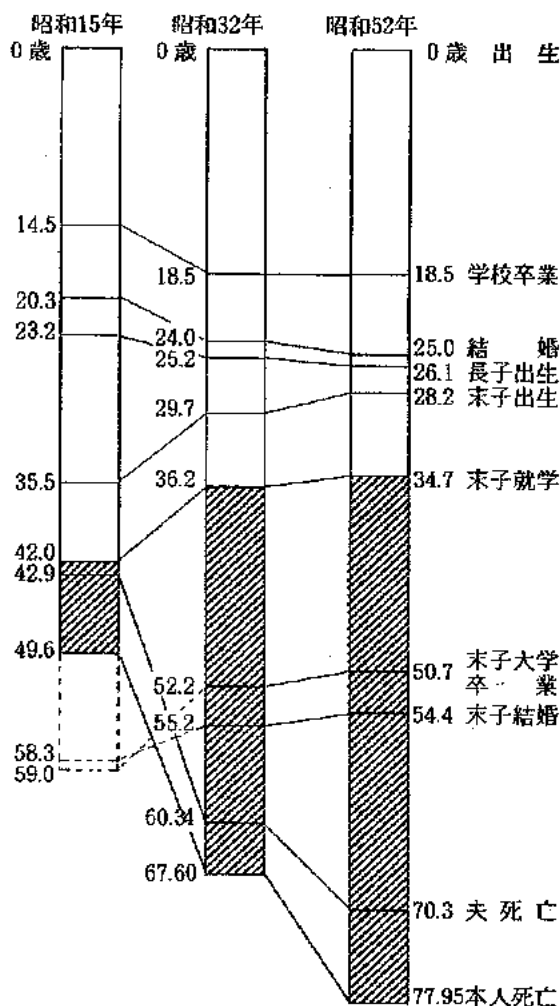
昭和75年、厚生省「日本の将来推計人口」

●女性のライフサイクルが大きくなりました。

子供の数がへったことや、平均寿命がのびたことなどから、戦前に比べると、子育て後の時間が非常に長くなりました。

就学までを、一応、最も手のかかる育児期間とすると、その後の人生は、戦前には7.6年に過ぎませんでした。現在は43年余りもあり、これは戦前の男子の平均寿命とほぼ同じです。

我が国女性のライフ・サイクルのモデル



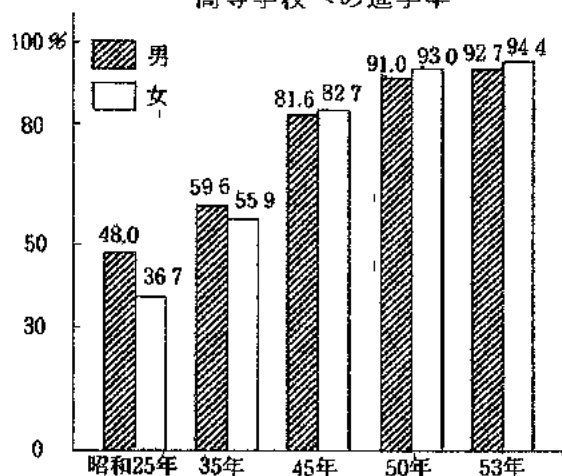
資料出所：厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」

文部省「学校基本調査」

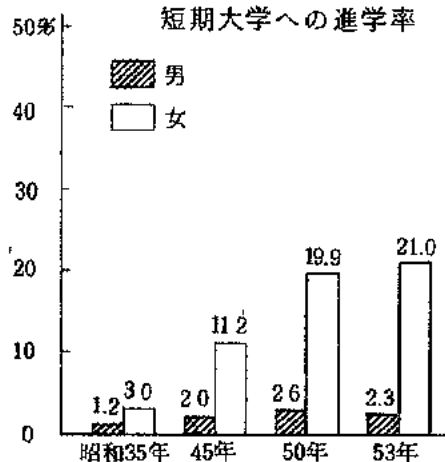
●女子の進学率が高まっています。

女子の高校への進学率は、長い間、男子より低かったのですが、どんどん高まって、昭和45年以降は男子をこえています。又、短大や[（]年制大学への進学率も急速に高まっています。

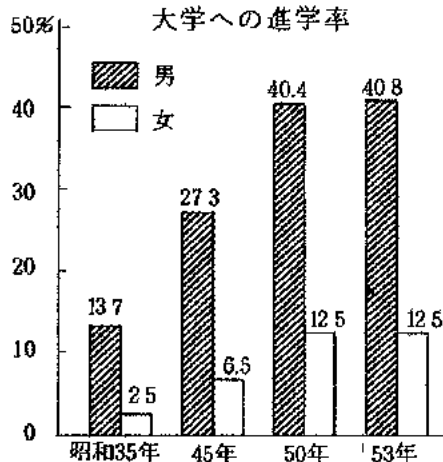
高等学校への進学率



短期大学への進学率



大学への進学率



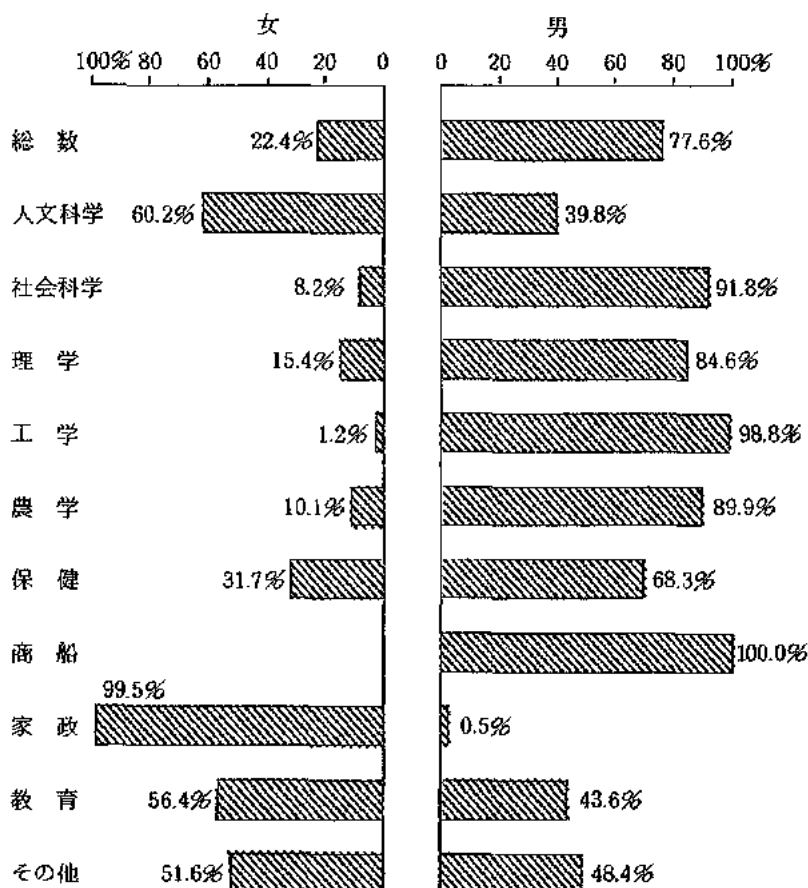
資料出所：文部省「学校基本調査」

●女子の多い学科には偏りがあります。

家政学はほとんどが女子、人文科学、教育は半数以上が女子ですが、

会科学や工学では女子の数はまだ非常に少なくなっています。

大学の関係学科別構成比



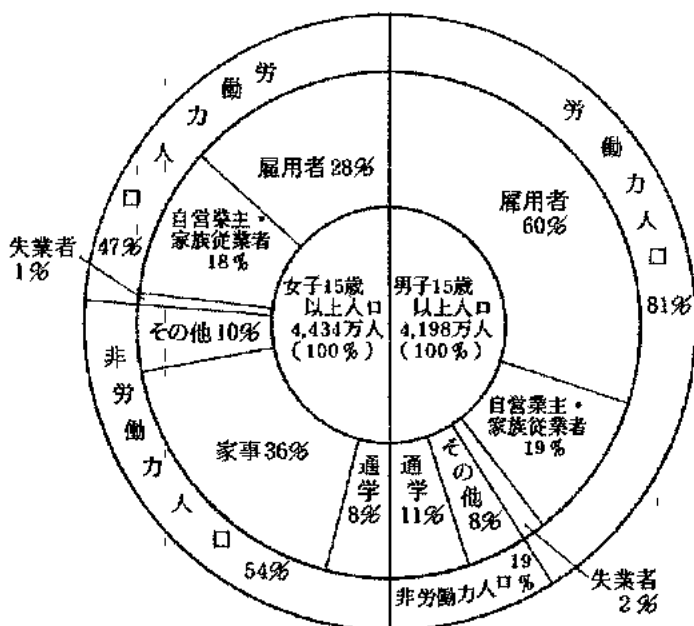
資料出所：文部省「学校基本調査」(昭和53年5月1日現在)

• 15歳以上の婦人のうち、家事専業の人は、ほぼ3人に1人しかいません。

15歳以上の婦人は4,434万人ですが、そのうち1,578万人が家事専業で、仕事についている人（就業者）は2,033万人です。

仕事についている人のうち、銀行やデパートなどの会社や工場に雇われて働いている人（雇用者）は1,251万人です。

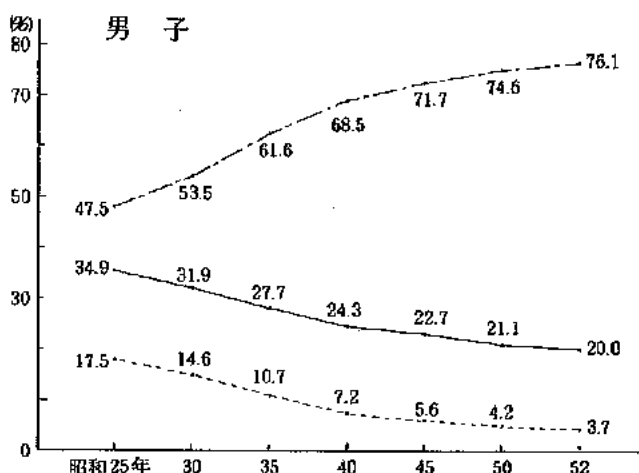
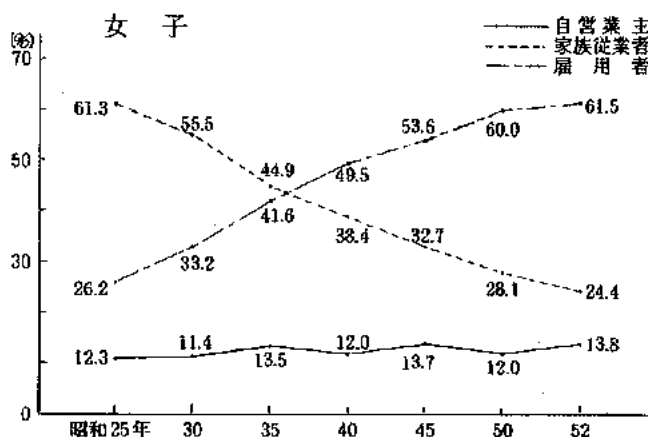
男女別労働力状態別15歳以上人口（昭和52年）



資料出所：総理府「労働力調査」

●就業者のうち雇用者が非常にふえています。

以前は世帯主の家業を手伝っている人（家族従業者）は、雇用者より多かったのですが、昭和38年に逆転してから、雇用者がふえ続け家族従業者との差は、年々大きくなっています。



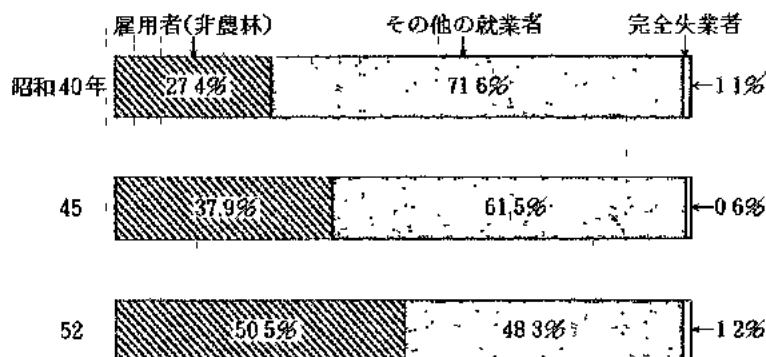
資料出所：総理府「国勢調査」（昭和25～50年）

総理府「労働力調査」（昭和52年）

- 夫のある婦人（有配偶女子）が雇用者として働く割合が高くなっています。

夫のある婦人のうち、就業者の割合はこの10年間に少し減りましたが、雇用者として働く人の割合は、倍近くになっています。

有配偶女子の就業状態別構成比



資料出所：総理府「労働力調査」

- 国会や地方議会の議員や、審議会の委員のうち、婦人は1割もいません。

地方議会は、生活に直接結びついた問題を扱う議会ですが、まだ婦人の占める割合は非常に低く、最も身近な町村議会で最も低くなっています。

中央に置かれている審議会の婦人委員の数は、婦人年以後ややふえています。まだ3.5%位です。

国会及び地方議会における婦人の状況

	議員総数	婦人議員数	総数に対する婦人の割合
国会議員(注1)			
衆議院	511人(注2)	7人	1.4%
参議院	252(注2)	15	6.0
地方議会議員(注3)			
都道府県議会	2,768人	34人	1.2%
市議会	19,973	414	2.1
町村議会	47,614	233	0.5
特別区議会	1,039	69	6.6

(注1) 昭和54年1月20日現在

(自治省選挙部調べ)

(注2) 議員定数

(注3) 昭和53年2月5日補欠選挙後の結果

政府の各種審議会等の委員数

区分	審議会総数	婦人を含む審議会数	総数に対する婦人を含む審議会の割合	委員総数	婦人委員数	総数に対する婦人の割合
昭和50年 1月1日現在	237 (246)	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
昭和51年 6月30日現在	236 (244)	73	30.9	5,555	146	2.6
昭和52年 4月1日現在	231 (244)	77	33.0	5,468	151	2.8
昭和53年 6月1日現在	208 (223)	87	41.8	4,826	171	3.5

注) 中央官庁に設置されているもの

(総理府調べ)

()は現在委員が任命されていない審議会を含む数

Ⅱ 婦人の活動分野をひろげるために

○婦人の政策決定への参加がもとめられています

近年の変化の激しい社会の中で、国や地域レベルの政治、経済、社会、文化など、すべての領域における発展のためには、婦人が男性と同様の立場で参加することが必要です。

婦人は、市民として、母親や就業者として、あるいは生産者として、国民生活上のさまざまな場に参加しているにもかかわらず、その政策や方針決定にはあまり参加していません。

これらのことから、婦人がいま持っている可能な時間や能力を男女平等と社会の発展のために、もっと活用することがもとめられています。

男女の地位を平等にするためにどうすればよいか

	わからない	その他	家事を合理化する	女性の教育程度の向上をはかる	政治や社会機構を改革する	女性が経済力をもつ	女性がもと政治的社会的活動に参加する	女性が積極的に教養を高める	男性の理解と協力を得る	古い封建的な慣習をなくす
女	20.1	2.8	12.0	17.5	17.8	21.7	20.9	24.6	33.8	37.3
男	17.8	4.3	9.7	16.7	19.4	17.0	19.1	22.9	29.2	35.8

総理府「男女平等に関する世論調査」(50年7月)

○婦人の活動分野をひろげるとは

婦人はすでにPTAや町内会等の身近な団体の運営に多く参加し

つつありますが、その中で、会長など責任ある役割を引き受ける例は多くありません。また、市町村などの議会議員や行政上の委員会委員、あるいは、職場や労働組合の責任ある役職などに占める婦人の数も少ないのが現状です。

これら今迄男性のみにまかせられていた社会のさまざまな分野や役割に婦人がもっと参加すること。その機会をとらえ、積極的に活動してみること。その中で婦人の意見や経験を十分反映し、また、婦人自身が学習し、社会的経験をふやして、より高い能力や社会的視野を身につけることなどが必要となっています。

女性の意見の反映程度

(%)

	反映されている			反映されていない			わからない
	計	十分反映されている	ある程度反映されている	計	あまり反映されていない	ほとんど反映されていない	
政治	36	3	33	51	38	13	13
男	43	4	39	49	36	13	8
女	31	2	29	52	39	13	17
職場	37	3	34	42	32	10	21
男	45	5	40	43	34	9	12
女	32	2	30	41	31	10	27
家庭	77	25	52	16	12	4	7
男	82	30	52	13	10	3	5
女	74	21	53	17	13	4	9
団体活動	56	14	42	23	18	5	21
男	62	19	43	23	18	5	15
女	52	10	42	23	18	5	25

総理府「男女平等に関する世論調査」(50年7月)

○活動分野をひろげるうえでの問題は

婦人が活動分野をひろげるうえでぶつかる大きな問題のひとつは、婦人の能力に対する偏見や、固定的な男女の役割分担意識が、社会と家庭を問わず広く存在していることです。そのことが、婦人の能力や意欲の発揮を妨げ、また婦人の側における自覚や意欲の欠如を生みだしています。

また、家庭や社会の場における男女の不平等、あるいは生活を取りまくさまざまな問題解決のために、婦人が社会活動をする必要性を多くの人が認めながら、実際には、そのような活動に対する情報や参加機会の不足、家庭との調和や子供の保育における条件整備の問題など、さまざまな障害が横たわり、当面足をふみ出せないという現状もみられます。

さらには、そのような問題をかかえながらそれを個人的、家庭的な狭い解決にもとめ、婦人の社会参加について現状でよい、関心がないという人も少なくありません。

このような婦人たちのさまざまな立場をふまえながら、婦人がもと活動分野をひろげるために、さまざまな機会をとらえ、話し合いや啓発活動を強めたいものです。

第31回 婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

婦人週間は婦人の地位向上のための特別活動として、昭和24年に設けられたもので、わが国の婦人が、はじめて参政権を行使した4月10日を記念して、この日にはじまる一週間、全国的に展開される。

本年は、国際婦人年以後「婦人の10年」の活動の一環として、国内行動計画に基づいて、一層、啓発活動の推進を図る時期であり下記のテーマにより婦人週間を実施する。

2. テーマ 男女の平等と婦人の社会参加をすすめる

3. 運動の重点 婦人の活動分野をひろげる

「婦人の10年」の活動を進める中で、これまで、男女の差別的慣行や生活上の慣習を見直し、解消する活動を通して、婦人の社会参加をすすめるための社会的基盤の整備を促すこととして運動を実施してきた。

本年は、婦人があらゆる分野における政策や方針の決定の場に参加し、活動し得るよう、婦人自身の自覚を高めるとともに、社会一般の理解を深めることを目的として「婦人の活動分野をひろげる」

本運動の重点とする。

4. 期 間 昭和54年4月10日～16日

5. 主 唱 労 働 省

6. 協力を依頼する機関・団体等

関係官公庁	婦人団体	青年団体	労働団体	経営者団体
社会福祉団体	職能団体	文化団体	報道機関	その他

7. 主唱機関の行うこと

- 講演会・討論会・講座等本運動の趣旨に沿った行事の開催
- 特別相談期間の設定等相談活動の強化
- 婦人の活動分野をひろげるための啓発活動の強化
- 資料の作成と広報活動

8. 関係機関・団体等に協力を依頼すること

- 本運動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への参加・協力

婦人の政策決定参加を促進する特別活動について

婦人は、市民として、生産者として、消費者として、母親として、国民生活上重要な役割を果たしていますが、政策方針の決定には余り参加していません。

みんなの生活に影響ある大事なことをきめたり、実行するところには婦人が男性と共に参加し、力をあわせていくことが必要です。

そのために、国内行動計画の前半期の重点として公職をはじめ各分野の政策決定への婦人の参加を促進する特別活動を行います。

●政府は

- 審議会委員や各種の公職に婦人を積極的に登用します。
- 女子の公務員の採用、登用、研修を積極的にすすめます。

●公的機関や民間団体は

- それぞれの政策方針の決定に婦人の参加をすすめましょう。
- 婦人の政策決定への参加を促進するための学習、啓発など自主的活動を活発に行い社会的機運を盛りあげましょう。

●婦人は

- 婦人の意見を政策方針の決定に反映させるようあらゆる機会を利用しましょう。
- 教育・訓練・自主的活動に積極的に参加し、大いに力をつけましょう。

(婦人問題企画推進本部 “「国内行動計画」のしおり”より)